

第2回岐阜県山岳遭難防止対策検討会 議事録

日時：平成26年2月18日（火）13：30～
場所：飛騨振興事務所 特別会議室

（事務局）

進行：尾崎危機管理課長
あいさつ：石原危機管理統括監
資料説明：尾崎危機管理課長

（木下座長）

本日は、遠路お集まりいただきましてありがとうございます。
前回に引き続きまして、座長を務めさせていただきますので、ご協力お願いいたします。
議事に入る前に、第1回目研究会における概要及び論点を、事務局でまとめていただきましたので説明していただきます。

（事務局説明：尾崎危機管理課長）

- ・第1回目研究会の概要及び論点について

（木下座長）

ありがとうございました。前回の研究会の概要及び論点について説明いただきましたが、今日の研究会は、この論点に従い進めていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

いままでも県、県警、遭対協などが協力して、いろんな施策を打っていただいております。登山届も含めて多様な対策をしていただいているにもかかわらず、遭難事故は減っていないのが現状とのことです。今月16日の日曜日には、白川村の野谷荘司山で山スキーヤーが雪崩に巻き込まれたという事故があり、今日の新聞では、伊吹山で1名が行方不明だという記事も載っており、遭難事故は後を絶たないといった状況です。遭難防止には、いろんな施策があり、前回もいろんな提案をいただいたところですが、その中でも、登山届というのが一番重要ではないかと思われまます。登山というのは、計画の段階で8割成功ということと言われる方もおりますが、装備は十分なのか、コースが自分の体力、レベルにあっているのか、ということなどをご自身でチェックをして計画を作り登山届を提出する。そして、万が一、遭難にあった場合には、それを救助に役立てるということから、非常に重要なものであります。未組織の方も登山されるわけですが、登山届の重要性の認識が非常に低く、提出率も50%以下ということですので、特に今回は、前回も一番多くの意見が出されたこともあり、この登山届に絞り議論を進めていきたいと思っております。

まずは、現在の登山届の流れはどうなっているのかということで、認識不足の点もありますので、事務局から登山届の流れについて説明いただきたいと思います。

（事務局説明）

- ・登山届提出方法及び流れについて

(木下座長)

ありがとうございました。

改めて説明を受けますと、提出方法、提出先についてはいままでに対策をされており、かなり充実していると思います。前回の研究会でもこの登山届の提出を義務付けしたらという意見が出されておりますが、提出の根拠を法的に義務付けるということについて、大野委員からお話を伺いたいと思います。

(大野委員)

座長からも説明がありましたが、これまでも様々な施策は打っているということです。また、すでにガイドブックも存在しているということをお聞きしておりますが、この様な対策を行いつつも遭難事故は減らないという状況でありますので、今後はガイドラインではなく条例による対応が必要ではないかと思えます。届出に関しては、

高い山に関して届出の義務付けが必要ではないかと思えます。逆に低い山に関しましては、別途、検討していくべきではないかと思えます。低い山では、特定の場所で遭難事故が多発しているわけではないとのもので、全てを義務付けということになると反発が出てくるのではないかと考えられますし、せっかく届出を義務付けしたのに形骸化しては意味がないということになりますので、今回は高い山に絞っていくのが良いと思えます。

また、原則として届出ということとし、努力目標がベースではないかと思えます。但し、例外として、非常に事故が発生している場所、あるいは時期というものを限定したうえで、生命、身体を守ることとのバランスからして、どうしても必要があるという箇所があれば、ここには罰則規定を設けることも検討する必要があると考えております。しかし、範囲が広すぎると観光に影響が出てくるということもありますので、この点については、慎重に検討する必要があると思えます。なお、罰則については、刑罰ではなく行政罰で対応するのが妥当ではないかと思えます。登山の自由ということを考えて、刑罰では重すぎると考えられますので、仮に罰則規定を設けるということであれば行政罰で対応すべきであろうと考えております。先ほど、座長からも説明がありましたが、遭難防止には登山計画がポイントということですが、これは危険に対する登山者の意識付けの強化が主眼であって、計画をたてることによって無理な登山が減ってくるのではないかということです。そのためには、情報提供の仕組みの充実化を構築していく必要があるかと思えますし、また、届出の義務化を実施すると、仮に不幸にも事故が発生した場合には救助にも有効であるという面からも、登山届に関しては、まず計画がなぜ必要なのかということをしっかり認識してもらえような広報、教育が必要になってくると思えます。ただ、問題は、誰がチェックするのかという実務の関係について慎重に検討していく必要があります。つまり不明確な適用があると後々問題になってきますので、明確な基準の設定が必要ということです。同時に、他県との関係として、当然、他県から入ってくるということがありますので、このような場合にどうチェックするのか、あるいはどう規制するのかなどについても考えていく必要があります。また、観光に影響が出ないように慎重に考えていかないと、例えば、岐阜は規制が厳しいからということで、他県に流れてしまうということがあってはいけませんので、先ほど言いましたように、場所的、時期的限定を考えていく必要があると思えます。

よって、規制という色彩ではなくて、安全で楽しい登山の仕組みづくりとして条例が必要ではないかということで検討していただければよいのではないかと私としては考えております。私は、登山に関しては素人ですので、時期的、場所的問題については、出席いただいております登山の専門家である委員の方々のご意見を聞きながら、まずは条例を作るか否か、もし作る場合にはどのような限定をかけるかという方向で議論を進めていただければと思います。

(木下座長)

ありがとうございました。

今、お話がありましたようにガイドライン的なものはすでにありますので、むしろ条例的なものを作ったらというようなことで、高い山については義務化を進め、低い山については努力目標ということでした。

とりあえず高い山、具体的には3、000m級の山である北アルプスについて検討して義務付けたらということで、それからある程度、罰則というものも考えていかなければならないということです。また、場所と時期ということもあわせて考えていかなければならないということでありました。それと、あくまでも登山者への意識付けということで、登山者のための登山届でありますので罰則も行政罰が良いのではとのことでした。

この他、他県からの入山してきた場合に、それをだれがチェックするのかという問題があるとのことでした。

ただ、このために岐阜県が登山者に嫌われて、観光の面でも登山者が減っては何のための条例かということになりますので、岐阜県の山を安全に楽しんでもらうということの大前提で、登山者自身のために必要だという意識付けができるように啓発していかなければならないということでもあります。

現在行われている登山届提出のシステムも含めて、忌憚のない意見をお願いしたいと思います。

今、大野委員から範囲の問題が出されましたが、これについて袖垣委員いかがでしょうか。

(袖垣委員)

条例に関しましては、大野委員も言われましたように他県との調整も今後必要になってくると思います。

遭難事故は増加しており、論点にも本年夏山シーズンの対策が急務となっており、対策例として新穂高センターの活用となっておりますが、昨年の登山指導センターは工事中のため仮設のセンターで指導等行っておりますが、仮設のセンターでは実情としては登山届が大変書きにくい、わかりにくいという意見もありました。

現実に登山者が登山する場合は、新穂高に到着して新穂高で登山届を書いて出発する時間というのは、3時4時が一番のピークであります。極端なことを言うと、その時間というのは真っ暗な状態であり、登山届を書こうと思っても誰か一人が書いていれば、待ち時間がもったいないので先に行った方がいいということで出発してしまうというのが現状であり、今年、新しく指導センターができるのであれば、今まで登山届を書くのが非常に混雑しているという状況について、今までは仮設のテーブルを出したりして対応していたのですが、それだけでなくこれからは明かりをつける等いろんな配慮をして、登山届をもっと多くの登山者が出せるような環境整理を、まずは具体的にやっていかななくてはならないのではと思います。また、環境省との問題もありますが、登山者に登山届提出場所がわかりやすいようにベタベタ看板を張るのではなく、しっかりとした大きい看板を出してわかりやすくするといった配慮も必要だと思います。そういった対応もしないと、登山者は暗い時間からドンドン登っていきますので、今回は登山者が通るところに指導センターができるのでありますから、登山者にわかりやすく、書きやすい、提出しやすい環境をつくれば提出率はあがるのではないかと思います。新しいセンターへは遭対協も入りますが、事務員の勤務時間等の問題もありますので、事務員の不在時には我々が入って対応していった方が良いのではないかなど、いろいろ対策を考えているところではありますが、私としては、まずは提出しやすい環境を作るとか、笠ヶ岳の画像をセンターで放送するなど、いろんなことをやってみたうえで、提出があがらないということであれば、次に条例を検討していきたいと考えているところでもあります。よって、今年については、登山届を提出しやすい環境づくりに取り組んでいきたいと考えております。

(木下座長)

確かに、今までの登山指導センターというのは大変わかりにくい場所にあり、素通りするケースがあったのではないかと思います。今度は、わかりやすい場所にできますので、提出しやすい環境を作っていくといったご意

見をいただきました。環境を整えていけば提出も増えると思いますが、一方、登山届の様式が統一されていないという話がありましたが、様式、記載内容について竹腰委員、何か意見はありますか。

(竹腰委員)

参考資料として配られたこの登山届の様式は、10年程前に改正されたものだと思いますが、それ以前はもっと複雑な様式であり、そのころと比べると書きやすくなっていると思います。但し、例として登山の目的ということで沢登り、登山、岩登りとありますが、これすら判断できない登山者もみえると思います。そのような方が登山届を書くときに自分で判断できず、わからないなら登山届も書く必要がないのかと思われる方もあるかと思えますので、ハイキングの延長で登山されるような方にもわかりやすい様式にしていけたら良いのではないかと思います。

あと、どうしても書かなければならない箇所があるのだと思いますが、こういった箇所もわかりやすいようにすれば書きやすくなると思います。また、個人情報の観点からも、この届出は目的以外には使わないといった言葉もこれからは入れておくべきだと思います。一昨年位だったと思いますが、登山届に「個人情報だから、私は書きません」と書いて入れていった登山者も実際にありましたので、そういった配慮も必要であると思います。

(村上委員)

登山届を用意してきたのに登山前に出せず、山小屋で登山届を直接もらったりすることがあるのですが、やはり様式もまちまちであります。様式は簡単にかけるのがよいと思いますが、それより、いかに登山者の目に触れさせることができるかが重要ではないのかと思います。やはり登山前に出さなければならないものであるので、先ほどから意見も出ているように、指導センター等の環境整備をしていけば提出もあがるのではないかと聞いていました。

(滋野委員)

今シーズンの夏山、秋山の対策ということで、それまでにまだこの研究会も開催されるとのことですが、まずは登山届を提出するという点に関しては、先ほど袖垣委員が言われたように4月から指導センターが新しくなりますので、今までと違って、いかに登山者が書きやすいスペースを作ってあげるかというのが大切かと思えます。あと、センターが一杯であれば、登山道の左俣、右股の各ゲートに登山届ポストがあるのですが、そこも人が並んでいるというのが現状であり、出そうと思っていた人でも待ち時間がもたないといって出さずになってしまうということになりかねないので、予算の関係もあるかと思うのですが、例えばシーズン中だけでも臨時の登山届ポストを設置するなどの対策をとれば、提出率もかなり上がってくるのではないかと思います。

(木下座長)

只今、登山届の様式などについてご意見をいただきました。山岳会でも独自の様式を作っておりまして、簡単にかけるようにということで山域や目的、主要な装備などについてはチェック方式で記入できるようにしてあります。地図も登山届に入っていると、書きやすくなるのではないかと思います。

(岩塚オブザーバー)

各県の登山届の様式を確認しますと、各県そんなに変わりはありません。登山届というのは、一つのチェックという意味で非常に大きな効果があると思われます。入る前に、自分で装備充分か、行程についても自分に無理はないかということをチェックしてすることで、自分の安全登山の意識付けといった効果もありますので、提出

すればそれでよいというものではなく、安全な登山をしていただくための意識付けという意味からも効果があるということも理解しておいていただきたいと思います。

(大野委員)

資料で配っていただいた登山届の最後に、「登山届はあなたの命をザイルです。必ず提出しましょう。」と書いてあるわけですが、先ほどから意見が出ているように、提出する環境が整っていないといった理由から、出すつもりでも出すことができなかつたという人も出てくることになりますので、提出させるための明確な根拠として条例が必要ということです。あくまでも原則は努力目標でありますので、絶対ということではなくできる限り出しましょうということを確認しておいた方が、チェックする場合にも根拠として条例で規定してありますからと指導もしやすくなるということです。罰則規定に関しましては、場所的及び時期的に限定できて、かつ命を落とす可能性が非常に高いエリアがあるとか、非常に事故が多いエリアがあるとなれば、そこだけは必ず義務的に出さなければいけないという2段階の方式で、そういった場所がないということであれば努力目標だけになると思いますが、仮にそういう場所があるならば罰則を設けることによってこのエリアは義務ですよという形にしたほうがいいのではないかとということです。明確な根拠、書式の統一というような意味でも条例があるとやりやすくなるのではという意見です。

(木下座長)

あくまでも努力目標であるけれども、場所的、時期的な危険個所について、どうしても出してもらおう場所があれば義務化して出してもらおうということでございます。

危険個所について何か意見があればお聞かせ願いたいと思います。

(竹腰委員)

もし条例化をするとして、義務化する危険個所があるとすれば、北アルプスの蒲田すじ、焼岳から笠が岳までの範囲を登山する人には出してくださいとするのが良いと思います。一番遭難事故も多い場所でありまして、そのあたりを範囲としたら納得していただけるんじゃないかと思います。

(岩塚オブザーバー)

北アルプスの各山岳の発生状況を用意してきましたが、これを見ていただければ発生状況がわかりますので、これを参考に範囲を検討していただければと思います。

(大野委員)

捕捉でございますが、罰則というのは無いにこしたことはないということです。どうしてもという場所がある場合の対応としてご検討いただいたらということでもあります。届出を出してないから即罰則ということではなく、第一段階として行政罰でも科せられるといやなので出しましょうかという意識付け、また、何度も注意しても出していけない登山者があるとした場合などに指導の根拠としてある方がいいということで、あくまで身体、生命を守るために必要だということが目的であり、罰すことが目的ではないので、この辺りをよく認識したうえで検討していただきたいと思います。

高い山に関しては届出を努力目標として、環境整備の関係などもありますので全員は無理だと思いますので、できる限り提出を願い、その中で特に事故の発生率が高い、身体、生命の危険が高く、また、救助に関しても大変困難であるという場所、更に時期が限定できる場所があれば、できる限り限定をかけた上で、そういった場所

には行政罰をもってさらに強化をしていく、もし、そういった場所が無いということであれば努力目標だけで良いかと思えます。

(木下座長)

場所と時期を限定してということになると、現在は劔岳や谷川岳で限定した規制がなされていますが、そういった場所があればということでした。

(竹腰委員)

危険個所として、今も利用されていると思うのですが、以前に、滝谷、穴毛谷というところがあるのですが、先ほど言いました蒲田すじの中でもここが特に危険だということで危険地帯として遭対協で指定しました。ここでは、以前にも雪崩がある時期に入って遭難したという事故も発生しており、他にもいろんな事故が発生したことから指定したのですが、ガイドブックなどに載っているだけなので、浸透はしませんでした。もし、義務的に登山届を提出させるということであれば、こういった地域を指定したらどうかと思えます。

(木下座長)

今、県がガイドブックというものを作って配布しているのですが、この中で滝谷と穴毛谷が危険個所として乗っておりますが、できるだけ入らないようにという程度の拘束であります。これをしっかり義務付けして、提出させるのであればしっかりチェックしていったらどうかということです。

(竹腰委員)

この場所は、山スキーに入って雪崩に遭うといった事故がおきていたところでした。特に雪崩多発地帯の事故については救助に関しても大変難しいこともあり、できる限り入ってほしくないということでこういったものをつくりました。

(木下座長)

この場所については私も何度かは入っていた場所なのですが、雪崩が落ち着いた5月末頃から入っていました。最近では落石の影響などによりこの場所にはあまり人は入らなくなったのですが、最近では山スキーヤーの方が3月ごろに入って、たまたま雪崩に遭わずに滑れたということをネットで流したところ、そのネットの情報をみて入った人が雪崩に遭ったという事故がおきております。最近では、そのネットの情報の問題というものもあるかと思うのですが、こういった場所については、何か縛りをかけていけないと思っているところです。

富士山はガイドラインであるが、ガイドラインでは緩すぎて、県でもガイドラインではないのですがガイドブックなどをつくって呼びかけておりますが、条例としなければ効果はないのではないかとこのところもあります。

(大野委員)

ただいま、この場所への登山者は少なくなってきたが遭難は発生しているという話でしたが、ここへ入られる方はきちんと届出を出される人がほとんどなのか、あるいは慣れているので届出も出さないという人が多いのか、そのあたりの状況を理解して検討していかなければならないのですが、実状はいかかなものなのでしょうか。

(木下座長)

私が思うのに、難しいところに入るには、ある程度訓練された人で届出もしっかり出して入る人がほとんどで

したが、穴毛谷に関しては、未組織の方がネットで誤った情報だけをみて安易に入るといったケースが増えてきているのではないかという気がします。

(滋野委員)

スキーで入る人がほとんどです。厳冬期の穴毛谷大滑降というものがネットでも雑誌にも載ったりしています。すると、これを見た読者が、2月の厳冬期だったら、この場所なら私でも行けるんじゃないかと入ってくるのです。年によって雪の状況も違うのに、ネットの情報だけをたよりに入ってくる者もいます。

(大野委員)

そういうことであれば、ネットの影響というのがありますけど、条例があることによってきちんと届出をしなければならないことを示すことによって、スキー目的の方でもきちんと調べなければいけないことになってくると思いますので、安全の意識も高まるのではないかと思います。先ほどから説明しているように罰を科すことが目的ではなく、抑止が目的ですので、こういうものがあれば、きちんと事前に調べるようになってくると思いますので、そういった意味では必要ではなかいと思います。同時に、ネットの影響というのがありますので、きちんとした情報を、どのように提供していくかということも考えていく必要があります。やはり、きちんとした情報がないと、良いか悪いかという判断もできませんので、正しい情報を如何に知らせるかということ、また、ガイドラインでも条例でも同じですが、その周知を徹底していかないと制定しても誰も知りませんということになればまったく意味がありませんので、どう徹底するかも検討していく必要があります。

(岩塚オブザーバー)

罰則についてですが、行政罰を刑罰と間違われる方も多いのですが、罰金といった刑罰とは違いますのでご承知おき願います。

(大野委員)

山は自由に登れるのが原則ですので、刑罰を科すのは非常に難しいと思います。行政罰というのは過ち料で刑罰は科料といわれるものです。これにより、気を付けましょうというものですので、前科が付くといったものではありません。

(木下座長)

現在、条例がある剣岳や谷川岳は事前に登山届を出して審査するシステムになっていますが、チェックはどの程度行えばよいのでしょうか。

(大野委員)

運用される方が一番運用しやすい方法を検討頂ければ良いと思います。ただし、岐阜の山が登りにくくなるということになれば問題があるので、登山届を出せばより安全に登れますよということを周知していくのが大切なのであり、あまり登山者の足かせになる形ではなく、今まであるものと連携させていくことを考えていくのがいいかと思います。

(竹腰委員)

チェックということになると事前に出してもらわないとできないので、どのように運用していくか検討していかなければならないと思います。今、登山者はネットが中心であることから、一つのホームページの中に危険箇所や天候、登山道の状況を載せ、それを参考にしながら登山届が出せるような、そういったものを作って雑誌などでも紹介していけば提出率はあがるのではないかと思います。

(木下座長)

今、条例化という方向で危険箇所を限定した方式にしたらどうだという話が進んできましたが、これについて意見がある方は無いでしょうか。

(滋野委員)

条例も必要かと思いますが、初めから条例ではなく、今シーズン、我々が今まで以上に頑張ってみて、登山届の提出状況をみてから条例というのを考えてみてはいかがでしょうか。新穂高の指導センターも新しくなりますし、それを活用して提出しやすい環境をつくって、その結果を見てから検討しても良いのではないかと思います。

(袖垣委員)

先ほども言いましたが、登山者は暗いうちから山に登るので、今の指導センターでは暗くて書けない状況です。よって、センターの改善も必要ですし、登山届ポストの設置場所を増やせば、歩いて行くうちに明るくなり、そのポストで書いて出してもらえるのではないかと思います。

(高原委員)

登山届というのは、事前に出してこそ遭難防止につながるものだと思います。その場で登山届を出しても、助言が無ければ回収されたかどうか分かりません。であれば、出さなくていいのではとってしまうのかもしれない。登山届を出して、それに対する注意とかがあってこそ安心できるものであり、そのあたりの広報や対策も考えていく必要があると思います。

(袖垣委員)

登山届の回収は、基本的には毎日行っています。そして、集まったものを遭対協に持って行って集計しています。そして事故があった場合は、それをすべて調べて救助活動に役立てています。

(木下座長)

登山届の事前チェックというのは、物理的にも非常に難しいのが現状です。事前チェックというのが出来れば理想なのですが、登山の原則は自己責任であり、登山届は計画や装備を自分でチェックしていただくもので、何かあった時に役立っているのが現状であり、シーズン中の提出も莫大な数となります。理想は事前に送っていただいてチェックできるといいのですが、現在は殆どの方が登るときにポストへ提出して登山されるといった状況から非常に難しい現状にあります。

(大野委員)

出された登山届をすべてチェックするのが私も一番理想的だと思いますが、これも現実的になかなか難しい

と思われます。例えば、エリア別の情報というのをしっかりと出して、その情報をもとに個人でしっかりチェックして、登山届を出したエリアが現在どうなっているのか確認できるようなシステムを作り上げていく必要があると思います。現在では、事前のチェックは難しいと思われますので、今後、努力目標の中で、できるだけ事前に届出を提出していただくようにする。また、登山時には現地の現在の状況がわかるような情報提供をするというような段階的なものになると思われます。

(竹腰委員)

登山指導センターが新しくなって、シーズンにセンターの人員が増えるようになった場合、相談に来る登山者も多くなると思われます。そこで、指導センターに相談窓口の機能を持たせたらよいと思います。そうすれば、登山者に直接、今の登山道の状況はこうですよ、危険な場所はここですよとアドバイスなどもできるので、効果は高いと思います。

また、以前の登山者は、登山届を先に作るのも登山の楽しみの一つであったことから先に書く人が多かった。しかし、今の登山者は思い立ったらすぐ登ろうとする人が増えているみたいで、事前に計画し提出して登る人が少なくなってきました。よって、その場で書いてもらわなければならない状況になっています。

(木下座長)

先ほど、事務局から登山届の提出方法、流れについて説明がありましたが、実際の提出についてはどんな感じなのでしょうか。

(袖垣委員)

当日の提出がほとんどです。FAXやメールでも受け付けをしていますが、事前に送ってくるのはシーズン中でも1～2件で、ほとんどが登山当日に提出されている状況です。

(竹腰委員)

登山届は事前の提出が理想ですが、危険意識を持つためにも、たとえ登山直前であっても書いて提出してほしいと思います。そのために、書きやすい、提出しやすい環境が作ればよいと考えています。

(木下座長)

登山届はとにかく出してもらおうということで、できればそのための指導ができる環境が整うといいとのこと。事務局でまとめた論点2にも登山口での指導強化とあり、これも今後検討していきたいと思っております。この他、なにかご意見は無いでしょうか。

(岩井オブザーバー)

救助の立場からお願いがあるのですが、ヘリでの捜索時にどのような情報がほしいかという、服装の色は何色であったか、スキーに行ったのか登山なのか、テントは使用しているのか、色は何色なのかというような情報が一番ほしい情報です。これがわかっていると、ヘリで捜索するとき大変参考になり、探しやすくなるので、登山届に記載するようにしてもらえると助かります。

(木下座長)

救助にあたる専門家の意見としての良い意見をいただいたので、ぜひ取り入れていきたいと思っています。登山

届に関しては、今後も提出の強化を訴えていくことに関してはいずれの委員も異存はないところだと思いますが、これを努力目標とするのか、義務化するのかは引き続き検討していきたいと考えております。

(高原委員)

北アルプスは岐阜県だけでなく、富山県、長野県との県境になり、岐阜県ではこのような議論を始めたのですが、他県の連携はどうなっているのでしょうか。

(事務局)

長野県側も、遭難事故が急増しており同様の検討会を始めておりますので、情報を共有しているところです。

(木下座長)

私も長野の関係者から話を聞いているのですが、長野は範囲が広すぎて登山届の管理もなかなか難しいとのことからも、条例の議論もしているとのことですが、困難でまともになかったという話も聞いて言います。

ただ、岐阜県は新穂高の登山口である程度管理できることから、長野に比べたら岐阜は管理しやすいのではと私は思っています。

(村上委員)

私は西穂山荘を経営しており、岐阜と長野の堺にあるのですが、義務化した場合に岐阜からは入りにくいので、それなら上高地から入るかということになってしまうかもしれない。こういったことになると後々、大きな問題になってくるかと思っておりますので、こういったことも慎重に考えていかなければならないと思います。

(橋本委員)

私の揖斐川町にあるのは低い山なんですが、低い山でも過疎対策や地域の活性化のためにも登山者には来てもらいたいと考えています。低い山でも、有名であれば登山者も来てもらえ、揖斐川町には権現山というのがありますが、ここは景色が良いということで多くの登山者が訪れています。揖斐川町のほとんどの山は、登山道はあるが管理がされていないといった状況ですが、登山者が増えるような対策をしていきたいと思っています。

そのためには、登山は楽しいものであるという情報の他に、安全に楽しんでもらうためには危険箇所などの注意すべき情報、高い山だけでなく、低い山でも山へ入れば遭難する可能性があるという情報も提供していく必要があると考えています。

(木下座長)

低い山でも遭難は多発しております。揖斐川町の山には、溪流釣りや山菜取りなどの北アルプスとはまた違う目的で山に入る人も多く、入山口も多すぎてどこで届出を出した良いかという話も聞いておりますので、今後の対策も考えていく必要があります。

今回の議論では、登山届の提出についての対策を進めていくというのは全員一致しているところであり、根拠については努力目標と義務化の2段階でどうかという意見をいただきましたが、本日の意見を事務局でまとめていただき、第3回目で更に検討していきたいと思っております。

また、事務局がまとめ論点にも、夏山シーズンまでの新たな対策が急務とありますが、私としても3回目の研究会には、夏山シーズンの指導強化に関する対策をまとめたいと考えておりますので、ご協力お願いします。

